

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

相良村まち・ひと・しごと創成推進交付金事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県球磨郡相良村

3 地域再生計画の区域

熊本県球磨郡相良村の全域

4 地域再生計画の目標

相良村では、戦後人口が急増し、1955（S30）年には8,809人となったが、以降は1970年代の高度経済成長期頃まで急激な人口減少が続いた。その後、1990年代の前半頃まではほぼ横ばいで推移したが、後半頃から再び減少傾向が続き、国勢調査での2022（R2）年現在の人口は4,070人となっている。国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計では、2020（R2）年以降の相良村の人口は、急速に減少を続け、2065年には955人になる見込みである。

総人口の減少傾向と同様に、2020（R2）年には生産年齢人口（15歳～64歳）は1,879人、年少人口（0歳～14歳）は437人と、いずれも減少が続いている。一方、老年人口（65歳以上）は、2020年（R2）年にピークに達し、徐々に減少を続けていく見込みであるが、総人口が減少するため、高齢化率は今後も上昇していくものと見込まれる。

自然動態・社会動態について、1995（H7）年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じており、2015（H27）年以降は転出者が転入者を上回る社会減傾向にあり、2020（R2）年には、令和2年豪雨災害の影響もあり141人の人口減少となっている。

なお、合計特殊出生率は1998（H10）年以降は、人口を維持するための合計特殊出生率の目安である2.07を下回り、現在1.76となっている。

特に高校・大学等進学や就職によると推察される世代の転出超過が他の世代に比

べて著しく高く、2010（H22）年から2015（H25）年までの15歳から19歳までの転出状況は-137人となっており、若い世代の転出超過の傾向は依然続いている状況である。

また、いわゆる子育て世代及びその子ども世代の転出超過も社会減の要因の一つとなっており、相良村では我が国全体の高齢化・少子化による人口減少の進行に加えて、若者及び子育て世代の人口流出のため、更なる人口減少の状況下にあると考えられる。

人口減少が進展すると、家族機能の脆弱化、地域住民のつながりの希薄化が進み、地域コミュニティの維持・存続、地域文化の継承が困難となるなど地域活動が衰退することが考えられる。また、税収入の減少、社会保障費等の増加も見込まれ、財政運営も厳しくなるといった課題が生じる。

これらの課題に対応するためには、若い世代の雇用を創出する必要があり、情報通信インフラを見直すなどデジタル化を推進し、ITの活用による新しい働き方、テレワークなどを推進し、地方部と都市部の偏りなく仕事ができる環境整備を行うとともに、ワーケーションの取組や都市部と村の二拠点生活のリモートワークやサテライトオフィスの在り方も検討する。

人口減少の大きな要因である若年層の人口流出を抑制していくとともに、子育て世代が安心して子どもを産み、育て、生活できる環境づくりを進め、これらの世代とその子ども世代の人口流出を抑制し、「結婚、妊娠、出産、子育て」の期間に係る医療、保育、教育、就労に関する施策をより充実させ、安心して子どもを産み、育て、働ける環境づくりを促進することで、子育て世代が安心して暮らせる環境をつくることで、自然増につなげる。

また、自然豊かな村の地域特性を活かして、地域の魅力を高める施策の展開を図るとともに、空き家バンクを活用した住まいの環境を整え、UIJターン者や移住希望者等の転入人口の増加させることで、社会減に歯止めをかける。

併せて、新型コロナウイルス感染症の克服（新たな日常に対応）と危機にも強い地域経済村内での経済循環・域内消費等の充実の構築を図り、地方への移住・定着を推進する。

本計画において、次の基本目標を掲げ、取組を推進する。

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標 2 新たな人の流れをつくる

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規雇用創出数	0	15	基本目標 1
イ	人口減少抑制人数	△83.7	△70	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.76	1.76	基本目標 3
エ	村民が住みやすいと思う割合	57%	60%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

相良村まち・ひと・しごと創成推進交付金事業

ア 安定した雇用を創出する事業

イ 新たな人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

② 事業の内容

ア 安定した雇用を創出する事業

人口減少の大きな要因である若年層の人口流出を抑制するため、農業をはじめとする基幹産業の発展と、村内企業をはじめとする通勤可能な地

域への雇用機会の創出、ICTの活用等による新たな働き方の創出を図る事業。

【具体的な事業】

- ・ 農林水産業／商工業の振興
- ・ 活力ある産地づくり 等

イ 新たな人の流れをつくる事業

自然豊かな村の特性を活かして、地域の魅力づくりを進めるとともに、住まいの環境整備をはかり、Uターン者や移住希望者等の転入人口の増加を目指す事業。

【具体的な事業】

- ・ 移住・定住の促進
- ・ 交流人口の拡大 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

若い世代が安心して子どもを産み、育て、働くことのできる環境づくりを進めて、これらの世代とその子ども世代の人口流出を抑制していく事業。

【具体的な事業】

- ・ 子育て支援
- ・ 教育の充実 等

エ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

住民の誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、地域の課題に行政と住民が一体となって取り組み、課題の解決と地域活性化を図る事業。

【具体的な事業】

- ・ 健康づくりの推進
- ・ 快適な生活環境の整備
- ・ 安全なむらづくりの推進
- ・ 地域コミュニティの活性化 等

※なお、詳細は相良村総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に相良村総合戦略推進会議において検証する。

具体的には、各KPI等を行政にて自己評価を行い、同会議にて意見を聴取する。検証後は村公式EBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで